

多目的スペース利用のための 貸切利用登録について

事前に貸切利用登録をした団体・個人は、多目的スペースの貸し切り申し込みの際、団体の規約や名簿、活動内容がわかるパンフレットやチラシなどの書類により利用資格を証明することに代えて、貸切利用登録証によることができます。

◆ 登録対象

- ・ 多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会の形成に資する活動をしている団体または個人

◆ 必要書類

- ・ しんじゅく多文化共生プラザ多目的スペース貸切利用登録申請書（所定様式）
- ・ 団体の定款（NPO法人等）、規約（任意団体等）
- ・ 構成員名簿（代表者、役員等）
- ・ 団体の活動内容がわかるパンフレット、チラシ等

◆ 受付時間

平日の午前9時～5時（※毎月第2・第4水曜日、12月29日～1月3日を除く）

◆ 登録に要する期間

1～2週間

◆ 貸切利用登録証の引き渡し

郵送等